

レストラン等運営の業務受託者公募要項

(仮称) 藤野芸術の家運営事業者(予定)である、一般社団法人かながわ青少年協会は、藤野芸術の家施設内において、レストラン等運営業務の受託者を募集します。

なお、本業務委託に基づく一般社団法人かながわ青少年協会との間の契約には借地借家法の適用はありません。

問合せ

神奈川県相模原市緑区牧野4819番地 藤野芸術の家内
一般社団法人かながわ青少年協会
電話 042-689-3033 (担当) 平尾・雄長

1 運営する施設の概要	<p>(1) 所在地 神奈川県相模原市緑区牧野4819番地</p> <p>(2) 施設全体概要</p> <ul style="list-style-type: none">敷地総面積：27,325.34㎡建物延べ床面積：5,421.63㎡構造：鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート造り設置施設：宿泊室、工房、音楽スタジオ、多目的ホール、会議室、キャンプステーション、レストラン、事務室他 <p>(3) レストラン業務等占有部分</p> <ul style="list-style-type: none">藤野芸術の家宿泊棟2階 構造：鉄筋コンクリート造 床面積：厨房、食品庫、事務室部分 延べ112.87㎡、 食堂部分 116.51㎡既設設備：電気、ガス、上下水道、冷暖房設備、荷物用エレベーター <p>(4) 施設別年間利用者数(平成28年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none">① 宿泊者：宿泊室 10,823人、テント泊 1,637人② 音楽スタジオ：7,390人③ クリエーションホール、控え室：13,810人④ 会議室：6,713人⑤ 工房：41,720人⑥ 日帰りバーベキュー：5,404人⑦ 音のpromナード(写真・絵画展等作品観賞者)：5,528人⑧ 施設見学者、昼食・喫茶利用者等(人数不明)有り <p>(5) 休館日 火曜日(祝日にあたる場合は開館し、翌日休館)、年末・年始 但し、夏季繁忙期は休館日無し</p>
2 公募スケジュール	<p>(1) 募集期間・方法</p> <ul style="list-style-type: none">募集期間：10月5日(木)～10月30日(月)広報の場所等：芸術の家館内に掲示及びホームページによる。募集要項・応募書類の配布：藤野芸術の家受付にて配布 <p>(2) 説明会及び施設見学 10月17日(火) 午前10時～11時30分</p>

	<p>参加希望者は、前日までに電話でお申し込みください。 なお、説明会等の参加者は1応募先3名以内とします。また、それ以降の見学を希望される場合は、別途、ご相談ください。</p> <p>(3)公募に関する質問及び回答 質問がある場合は、10月25日(水)までに質問書(様式6)に記入のうえメール又はFAXでお寄せください。 メールアドレス info@fujino-art.jp 回答は、10月28日(土)までに随時Webサイト上で回答します。</p> <p>(4)書類審査 11月初旬</p> <p>(5)ヒアリング及び試食審査 11月上旬(応募者には、別途、開催日時を通知します。) *応募者が一事業者であった場合でも実施します。</p> <p>(6)選考結果通知 11月中旬に全応募者に通知します。</p> <p>(7)業務開始 平成30年4月2日(予定)より業務を開始してください。</p>
<p>3 業務条件・範囲</p>	<p>(1)本業務は、施設利用者をはじめ一般利用者の皆様に飲食のサービスを通じて、くつろぎと憩いの時間を提供すること。 併せて、利用者のニーズにあわせた質の高いサービスの提供により、今まで以上に親しみのもてる施設となることを目的とします。これらの目的を理解いただき受託者は業務を行うものとしします。</p> <p>(2)当該施設が設置者である神奈川県により用途指定(「多くの方が自然及び人とのふれあい並びに芸術体験を通して豊かな感性と創造性をはぐくむための施設として運営すること。」)を定められた施設であること、委託者が神奈川県知事から藤野芸術の家の施設運営主体事業者として平成40年3月31日まで指定を受けていることを前提として受託者は本業務を行うものとしします。</p> <p>(3)営業時間 現在 朝食 8:00～ ランチタイム 11:30～ ラストオーダー13:30 夕食 18:00～ 20:00 喫茶タイム 自由設定</p> <p>(4)飲食店営業に係る食品衛生責任者(調理師、栄養士、食品衛生責任者講習修了者等)を従事させてください。</p> <p>(5)受託者は、藤野芸術の家の開館日に来館者に飲食やバーベキュー食材等を提供することとします。</p> <p>(6)受託者は、会議室等の施設を活用した各種会合、パーティ等での利用も図ることとします。(会議室等の利用料が必要です。)</p> <p>(7)利用者の要望により、会議や会議後の懇親会等での食事や飲み物等のケータリングサービスを提供することとします。</p> <p>(8)土産品販売等、利用者の利便を図ることを目的として物品販売を行っていただくこととします。</p> <p>(9)店名、メニュー、料金等は、応募申込書(企画書)により提案していただきますが、メニューについては食品衛生法上の飲食店営業(アルコール類含む)の範囲内で設定していただきます。当施設の雰囲気や利用者層を考慮したメニュー等の提案をお願いします。</p> <p>(10)各種保険の加入について 火災保険及びレストラン営業にあたり必要な保険に加入していただきます。</p> <p>(11)地域経済活性化への取組として、食材、物品、役務の調達や</p>

	<p>修繕等の発注に当たって地域事業者等の活用をお願いします。</p> <p>(12)業務委託契約期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとし、以降、1年毎の自動更新とし、契約の終期は平成40年3月31日となります。</p> <p>なお、この契約は、委託者が神奈川県から使用許可を受けている期間中に限って有効となります。</p> <p>(13)受託者は、委託者と協議のうえ、別添業務委託契約書案に基づく契約書を締結することとします。</p> <p>※決定後においても、業務条件の要件に違反することになった場合には、契約を解除し、撤退していただくことがあります。</p> <p>(14)この委託業務は他者への再委託を禁止します。</p> <p>(15) 上記の事項以外については、別途協議のうえ決定します。</p>
<p>4 応募資格</p>	<p>次の要件を全て満たすことが必要です。</p> <p>(1)飲食店経営の実績がある者。</p> <p>(2)過去3年間に食品衛生法による行政処分を受けていないこと。</p> <p>(3)国税、地方税等の滞納がないこと。</p> <p>(4)神奈川県暴力団排除条例第2条第2号、第3号、第4号及び第5号に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等に抵触しないこと。</p>
<p>5 受託者が負担する経費等</p>	<p>(1)保証金500,000円の預託。(契約時に一括でお支払いいただき、契約終了時に原状回復を確認した後、無利子にて返還します。)</p> <p>(2)個別契約負担金 ガス、塵芥処理、排気ダクト清掃、グリストラップ清掃及び処分、消耗品(蛍光灯等含む)、必要な保険費用等。</p> <p>(3)共益費 電気(子メーター有り)、上水道(子メーター有り)、灯油(冷暖房用)支払いは、金額が明らかになった月の月末までとします。 参考 28年度実績で換算(年間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道 42万円程度 ・電気 102万円程度 料金の変動あり ・灯油 14万円程度 料金の変動あり ・荷物用エレベーターを利用される場合は保守点検負担金 15万円程度を上限(未定) <p>(4)占有施設、設備及び貸与備品のイス・テーブル、厨房用品、什器備品及び食器等は必要に応じて受託者の負担で維持管理するものとします。</p> <p>(5)改修等については、委託者の承諾を得たうえで、受託者の負担で実施するものとします。</p>
<p>6 選考方法</p>	<p>事業計画(経営の基本方針、運営体制、運営計画、月間収支見込等)及び既存実績を記載した企画書の提出に基づき、選考委員会で書類審査、ヒアリング審査及び試食審査により決定します。</p> <p>なお、応募資格の要件を満たしていない場合、又は企画書において虚偽記載があった場合は、応募資格外として審査対象としません。</p> <p>また、財務状況の評価が著しく悪い場合や応募者同士の接触により公平公正を妨げる行為があった場合は、選考から除外する場合があります。</p> <p>応募者が1事業者のみの場合であっても、選考委員会の定める最低基準を満たす必要があります。</p> <p>追加資料等の提出及び提示等はできません。</p> <p>また、ヒヤリング審査時の出席者は、1応募先3名以内とし、応募先の役職員に限ります。</p> <p>(1)選考委員会委員(敬称略)</p>

	<p>神奈川県職員（藤野芸術の家担当者）1名 一般社団法人かながわ青少年協会（理事）1名 一般社団法人かながわ青少年協会（芸術の家職員）2名</p> <p>(2)書類審査、ヒアリング審査及び試食審査（100点） 提出いただいた書類を選考委員により審査し、応募者によるプレゼンテーション及び選考委員によるヒアリング審査及び選考委員による試食審査により審査します。 選考は、書類審査、ヒアリング審査及び試食審査により行います。 最高点が同点の場合は、くじ引きにより決定します。</p>
7 選考評価基準	<p>書類審査及びヒアリング審査（70点）、試食審査（30点）</p> <p>(1)基本方針（10点）…基本方針、出店の理念・目的、店舗基本コンセプト、施設の設置目的への理解、コンプライアンス順守の考え方及び特にアピールしたいこと。</p> <p>(2)業務運営体制（10点）…責任者の配置、スタッフの適正配置（責任分担が分かる体制図で示してください。）</p> <p>(3)業務運営計画（10点）…特色あるメニュー・季節メニュー（商品企画・オリジナルティ・価格設定等）、自主管理体制を含む食品衛生管理対策等</p> <p>(4)実績・財務状況及び資金計画（10点）…業務実績・過去3か年の財務状況及び平成33年3月31日までの資金（収支）計画</p> <p>(5)提案事業（10点）…通常運営での提案、パーティ等の提案、ケーターリング等の提案、委託者への貢献の提案</p> <p>(6)環境活動や社会貢献の推進（10点）…地産地消（近隣地域含む）、廃棄物の資源化・減量化、アレルギーへの対応、障害者への配慮等</p> <p>(7)危機管理対策（10点）…予防管理、食中毒・異物混入・火災・その他事故・災害・不法行為発生時対応、防犯・防災等安全管理、各種保険への加入</p> <p>(8)試食（30点）幅広い年齢層への対応、全体のバランス、味、ボリューム、特色、価格に見合った内容</p>
8 応募書類	<p>次の書類を各2部提出してください。1部は原本、1部は写しで提出してください。</p> <p>(1)応募申込書（様式1） (2)会社・法人等の概要（様式2） (3)正社員・パート・アルバイトの就業規則等（既存文書を添付） (4)レストラン等運営事業に係る企画書（様式3） (5)宣誓書（様式4） (6)納税証明書、応募に必要な資格、免許証等の写し（様式5に貼付） (7)会社法人の履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの） (8)直近3か年の決算報告書（貸借対照表・損益計算書）</p>
9 応募書類受付期間及び方法	<p>平成29年10月5日から10月30日までの、火曜日を除く午前9時から午後5時の間に、一般社団法人かながわ青少年協会事務所へ直接、書類を提出してください。（郵送不可。応募書類等は返却いたしませんので御了承ください。）</p>